

# 高齢者世帯における消費・貯蓄の構造変化

経済調査部門 石川 達哉  
ishikawa@nli-research.co.jp

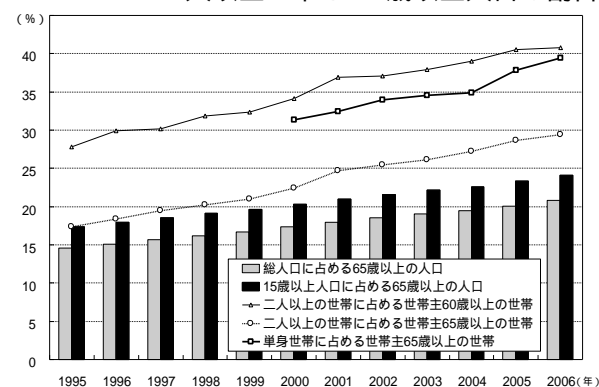
## 1. 高まる無職高齢者世帯の割合

本年3月に国連が発表した「World Population Prospects : 2006 Revision」によると、日本の総人口に占める60歳以上人口の割合は26.4%、65歳以上人口の割合は19.7%、中位年齢は42.9歳<sup>(注1)</sup>と、いずれも2005年時点における世界で最も高い値を示している。1980年代初頭までの日本は先進国の中では65歳以上人口の割合が最も低い国であったから、日本の高齢化がいかに急速で進行したかが分かる。しかも、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」においては、2055年時点でも高齢化の頭打ちは予想されておらず<sup>(注2)</sup>、社会経済における高齢者のプレゼンスが今後もさらに高まっていくことはほぼ確実であろう。

特に、年齢階層別の家計行動という切り口から高齢化の経済的な影響を考える際には、総人口に占める高齢者の割合にも増して重要なのが、経済的な意思決定を行う最小単位の主体と言える世帯の総数に対する高齢世帯主数の割合である。2006年末の60歳以上人口の割合は27.3%、65歳以上人口の割合は20.9%だったが、世帯主が60歳以上の世帯の割合は42.3%、世帯主が65歳以上の世帯の割合は32.2%にも達して

いる。このうち、二人以上世帯における世帯主65歳以上の世帯は29.4%、単身世帯においては39.4%である（図表 - 1）

図表 - 1 世帯主65歳以上の単身世帯及び二人以上世帯と65歳以上人口の割合



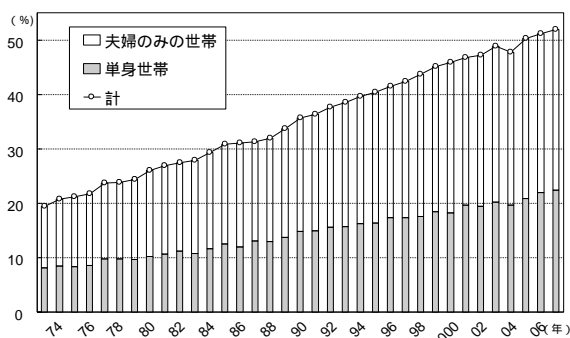
(資料) 総務省「家計調査」「人口推計資料」に基づいてニッセイ基礎研究所作成

15歳未満の幼年者は世帯主になる可能性がないことを考慮して、総人口に占める割合だけではなく、15歳以上人口に占める65歳以上人口の割合も比較の対象として1995年以降の推移を見ると、単身世帯と二人以上世帯のいずれに関しても、世帯主が65歳以上の世帯が占める割合の方が大きな上昇幅を示している。その理由は、高齢者の方が独立した世帯を形成する確率が高く、その確率が年々高まったからであろう。

例えば、65歳以上の者のいる世帯における単身世帯と夫婦のみの世帯の割合、言い換えると、

こどもとは同居せずに独立した世帯を形成している高齢者の世帯は1972年には19.4%に過ぎなかったが、その後は上昇を続け、84年に30%を、94年に40%を、2004年に50%を超え、2006年には51.9%に達している（図表 - 2）

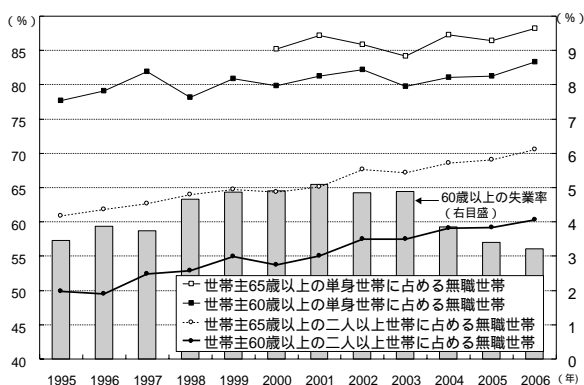
図表 - 2 65歳以上の者のいる世帯に占める単身世帯及び夫婦世帯の割合



（資料）厚生労働省「国民生活基礎調査」に基づいてニッセイ基礎研究所作成

このうち、世帯主がすでに退職していると考えられる世帯主65歳以上の無職世帯の割合は、単身世帯では88.2%、二人以上の世帯でも70.6%に及んでいる（図表 - 3）。世帯主が60歳以上という条件で無職世帯の割合を見た場合も、単身世帯が83.4%、二人以上世帯は60.3%と、それぞれの過半数を大きく超えている。

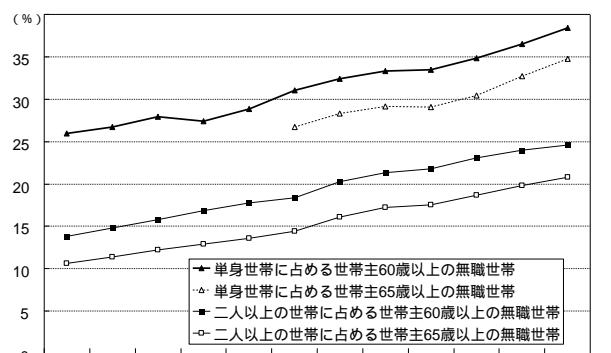
図表 - 3 世帯主60歳以上及び65歳以上の単身世帯と二人以上世帯に占める無職世帯の割合



（資料）総務省「家計調査」「単身世帯収支調査」「労働力調査」に基づいてニッセイ基礎研究所作成

しかも、年々の変動はあるものの、1995年以降の無職世帯の割合はいずれも上昇基調を続けている。この中には失業者世帯が含まれている可能性もあるが、60歳以上の失業率は2001年をピークに低下しているため、無職世帯増加の要因を雇用情勢の悪化に求めることはできない。

図表 - 4 単身世帯及び二人以上世帯に占める世帯主60歳以上無職世帯と65歳以上無職世帯の割合



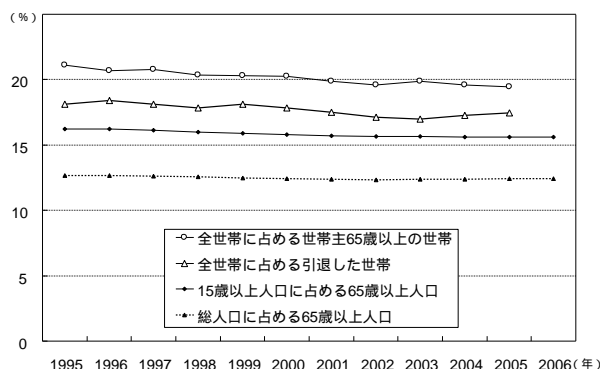
（資料）総務省「家計調査」「単身世帯収支調査」に基づいてニッセイ基礎研究所作成

そして、これらを反映して、単身世帯と二人以上世帯に占める世帯主60歳以上の無職世帯、ないしは世帯主65歳以上の無職世帯が占める割合には、明確な上昇トレンドが存在する（図表 - 4）。2006年における単身世帯に占める60歳以上の無職世帯の割合は38.4%、二人以上世帯に占める世帯主60歳以上の無職世帯の割合は24.6%、両者を併せた総世帯ベースでの世帯主60歳以上の無職世帯の割合は28.5%である。このように、世帯主が60歳以上でも就業している場合は経済的な意味での高齢者の範疇からは除外して、引退した無職の高齢者世帯のみを見たととしても、社会に占める割合は無視できない大きさになっている。

ちなみに、今後のベビーブーマーの退職が株価や不動産価格にマイナスの影響を与えるのではないかと議論されることもある米国の状況を見ると、日本とは異なって、人口ベースでも、

世帯ベースでも、過去10年間の高齢者の割合は横ばいか、やや低下気味に推移している（図表 - 5）

図表 - 5 米国における65歳以上人口の割合と世帯主65歳以上の世帯の割合



(注) 世帯に関する計数は単身世帯を含む総世帯ベース  
 (資料) 米国労働省「Consumer Expenditure Survey」米国センサス局「Population Estimates」等に基づいてニッセイ基礎研究所作成

## 2. 構造変化が見られる高齢者世帯の貯蓄率

### (1) 大幅な低下傾向が見られる貯蓄率

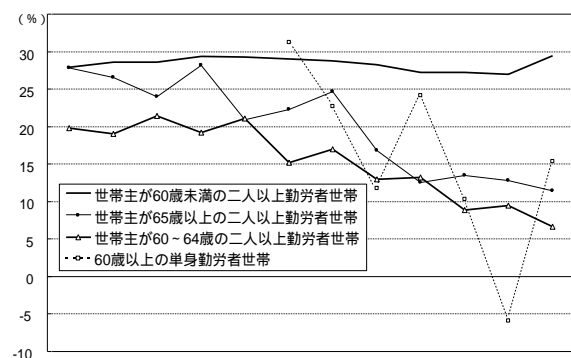
所得の大部分を公的年金給付に依存する引退後の家計においては、賃金や事業所得を得ていた現役期と比べれば、所得水準は大きく下がることになる。通常、可処分所得の範囲で消費を賅うことはできないから、現役期に蓄えた資産、すなわち、貯蓄ストックの一部を取り崩して、消費のために用いる。因果関係から言えば、引退して所得水準が下がった後も消費を切り詰めることなく生活できるように現役時に資産を蓄えておくのが正常な家計の選択と考えられ、退職後に可処分所得を上回る消費を可能にする取り崩し対象資産を保有しているのは、むしろ、その結果であろう。

そして、十分な資産を持っていても、自分の代で使いきらずに意図的に遺産を残すという家計を例外とすれば、引退後の家計においては、可処分所得と消費との差であるフローの貯蓄や貯蓄率の値は負となるはずである。その意味で、

現役の世界帯と引退した高齢者世帯との違いが最も現れやすいのが、貯蓄率の正負であると言える。実際、総務省の「家計調査」において、二人以上世帯のうち世帯主が60歳以上の無職世帯についての公表が始まった1986年以降、その貯蓄率（黒字率）の符号は例外なく負である。

その一方で、近年の高齢者世帯の消費・貯蓄と可処分所得の関係には「無職世帯か、勤労者世帯か」というような単純な図式には収まりきらない新しい動きも見られる。

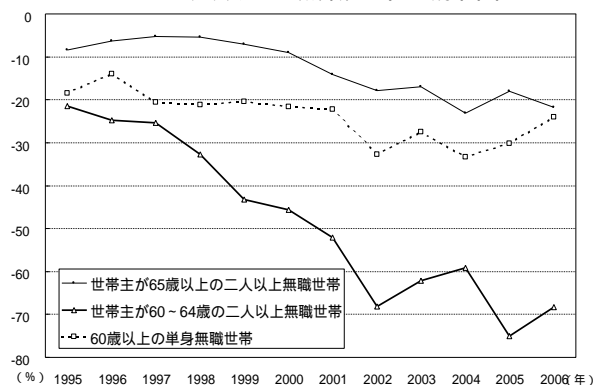
図表 - 6 世帯主60歳以上の単身勤労者世帯と二人以上の勤労者世帯の貯蓄率



(資料) 総務省「家計調査」「単身世帯収支調査」に基づいてニッセイ基礎研究所作成（60歳以上単身勤労者世帯の貯蓄率は当研究所推定）

まず、世帯主が60歳以上の勤労者世帯について見ると、かつては60歳未満の二人以上世帯と大きな差がなかった貯蓄率が90年代末から低下傾向を辿っている。その結果、2006年の貯蓄率は、世帯主が60～64歳の二人以上世帯では6.6%、65歳以上の二人以上世帯では11.5%にまで低下している。これらは、1995年～2006年において、26.9%から29.4%の間で安定的に推移してきた60歳未満の二人以上世帯の貯蓄率とは極めて対照的である（図表 - 6）。2000年以降の系列が推定可能な60歳以上の単身勤労者世帯の貯蓄率も<sup>(注3)</sup>、大きな振幅を伴いながらも、趨勢としては低下基調を示している。

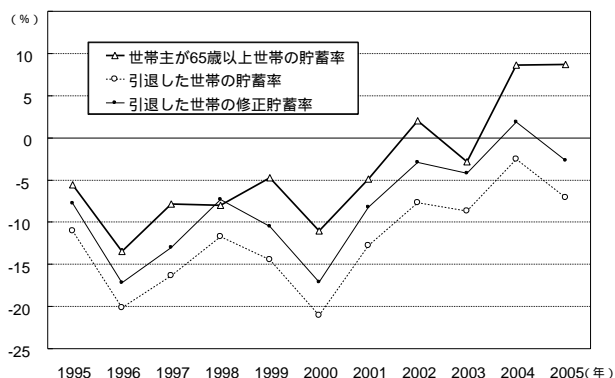
図表 - 7 世帯主60歳以上の単身無職世帯と二人以上の無職世帯の貯蓄率



(%) 1995 1996 1997 1998 1999 2000 2001 2002 2003 2004 2005 2006(年)  
 (資料) 総務省「家計調査」「単身世帯収支調査」に基づいてニッセイ基礎研究所作成(世帯主60~64歳の二人以上無職世帯の貯蓄率は当研究所推定)

次に、世帯主が60歳以上の無職世帯について見ると、90年代末から2004、2005年にかけて、貯蓄率のマイナス幅が拡大している。世帯主が60歳以上の世帯と65歳以上の世帯の公表値から推定した60~64歳の二人以上世帯の貯蓄率において、その傾向は顕著であり、2006年は前年よりは上昇したものの、-60%台という大きなマイナスの値となっている(図表-7)。これには推定上の誤差が影響している可能性もあるが、消費の推定値は他の年齢階層の実績値と大きく異なることから、貯蓄率の趨勢的低下については推定誤差のみによるものとは考え難い。

図表 - 8 米国における高齢者世帯の貯蓄率



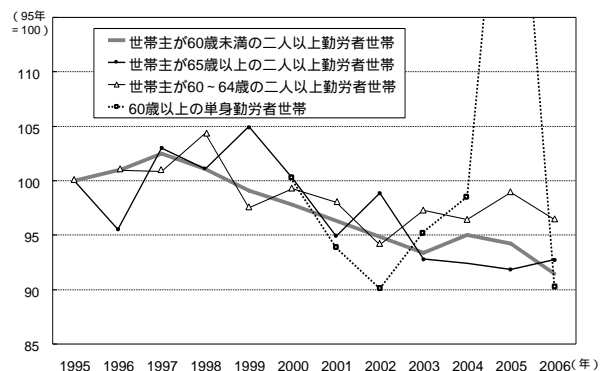
(注)(1) 単身世帯を含む総世帯ベース。(2) 世帯主65歳以上の世帯は無職世帯と有業世帯を両方含む。(3) 日本の「家計調査」概念に合わせた修正貯蓄率は、修正前の課税後所得から社会保険料と固定資産税を控除し、これらと生命保険料・住宅ローン利子を修正前の消費から控除して算出した  
 (資料) 米国労働省「Consumer Expenditure Survey」に基づいてニッセイ基礎研究所作成

参考のため、米国における引退した世帯の貯蓄率を見ると、基本的には負の値を示しているが(図表-9) 2001年以降に上昇傾向さえも見られ(注4)、日本の高齢者世帯の貯蓄率の推移とは様相が異なっている。

(2) 安定的な消費の水準

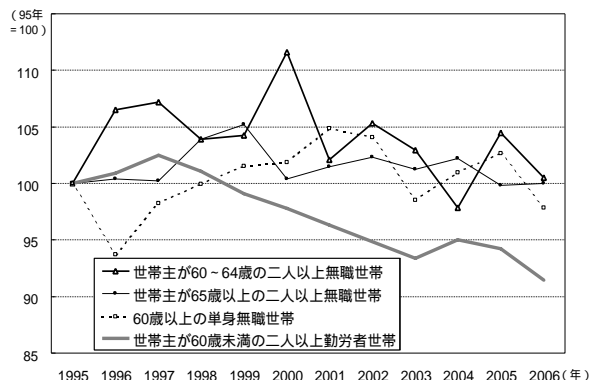
貯蓄率は、 $(1 - \text{消費} \div \text{可処分所得}) \times 100$  という定義式によって算出されるものであるから、その変動は可処分所得と消費のいずれかの変動に対応している。そこで、高齢者世帯の貯蓄率低下の主因が消費と可処分所得の変化のいずれにあるかを検討するため、1995年の実績値

図表 - 9 世帯主60歳以上の単身勤労者世帯と二人以上の勤労者世帯の消費



(注) 60歳以上の単身世帯に関する2005年の指数値については、枠内には掲載していない  
 (資料) 総務省「家計調査」「単身世帯収支調査」に基づいてニッセイ基礎研究所作成(60歳以上の単身勤労者世帯の消費は当研究所推定)

図表 - 10 世帯主60歳以上の単身無職世帯と二人以上の無職世帯の消費



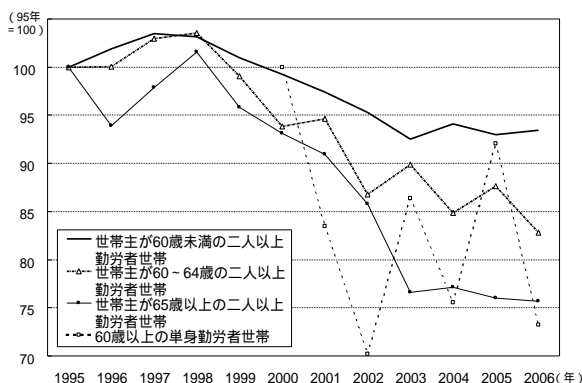
(資料) 総務省「家計調査」「単身世帯収支調査」に基づいてニッセイ基礎研究所作成(世帯主60~64歳の二人以上無職世帯の消費は当研究所推定)

(名目ベース)を100に基準化した指数にそれぞれを換算して、世帯類型別に比較を行った。

まず、勤労者世帯の消費については、ベンチマークとして採用した世帯主60歳未満の二人以上世帯の水準が1998年以降はほぼ同率で低下傾向にあり、60歳以上の各種勤労者世帯における変動幅はそれより大きいものの、92~104の範囲に概ね収まっている(図表-9)。60歳以上の各種無職世帯の消費については、大半は98~105という狭い範囲での変動にとどまっており、明確な低下トレンドも見られない。しかも、60~64歳の二人以上世帯、65歳以上の二人以上世帯、60歳以上の単身世帯のいずれについても、2006年と95年がほぼ同水準にある(図表-10)。

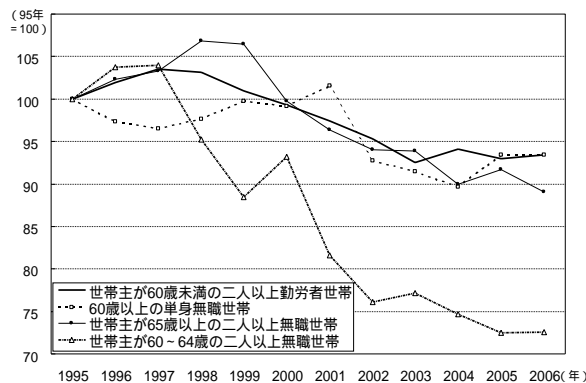
これに対して、60歳以上の各種世帯の可処分所得については、特に勤労者世帯において、60歳未満の二人以上世帯と比べて大きな減少傾向が見られる(図表-11)。また、無職世帯のうち、60歳以上の単身世帯と65歳以上の二人以上世帯に関しては、可処分所得の減少傾向は60歳未満の二人以上勤労者世帯と大きく異ならないが、60~64歳の二人以上世帯には可処分所得の大きな落ち込みが見られる(図表-12)。

図表-11 世帯主60歳以上の単身勤労者世帯と二人以上の勤労者世帯の可処分所得



(資料) 総務省「家計調査」「単身世帯収支調査」に基づいてニッセイ基礎研究所作成(60歳以上の単身勤労者世帯の可処分所得は当研究所推定)

図表-12 世帯主60歳以上の単身無職世帯と二人以上の無職世帯の可処分所得



(資料) 総務省「家計調査」「単身世帯収支調査」に基づいてニッセイ基礎研究所作成(世帯主60~64歳の二人以上無職世帯の可処分所得は当研究所推定)

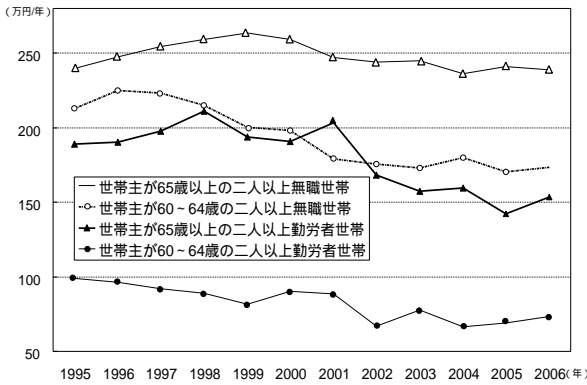
このように、単に世帯主が60歳以上の世帯といっても、60~64歳か65歳以上か、勤労者世帯か無職世帯か、二人以上世帯か単身世帯かの違いによって、消費と可処分所得には異なった変化が見られる。しかし、消費と可処分所得の推移を比較すれば、消費の方が安定していることは共通の特徴であり、貯蓄率の低下は主として可処分所得の減少に由来していると言える。また、勤労者世帯と無職世帯の間で可処分所得の変化を比較すれば、60~64歳の階層を除けば、無職世帯の方が緩やかな減少にとどまっており、60~64歳の階層については、無職世帯における可処分所得の減少傾向が大きいと総括できる。

### (3) 単純ではない公的年金受給額の影響

無職の高齢者世帯においては、所得の大部分を公的年金に依存しているから、可処分所得の減少傾向は公的年金受給額の減少に起因するものと考えられる。しかし、現実のデータと照合すると、実態は少々複雑である。

所得階層別の情報も一部利用できる二人以上世帯に焦点を当てると、2001年を除けば、公的年金受給額の大きさは、世帯主が65歳以上の無職世帯、60~64歳の無職世帯、65歳以上の勤労

図表 - 13 世帯主60歳以上の二人以上世帯の  
公的年金年額



(資料) 総務省「家計調査」に基づいてニッセイ基礎研究所作成(世帯主60～64歳の二人以上無職世帯の公的年金年額は当研究所推定)

者世帯、大きく離れて、60～64歳の勤労者世帯という順になっている(図表-13)。

受給額の変化に着目すると、65歳以上の無職世帯においても、2000年以降の公的年金受給額はやや減少傾向にあるが、239万円という2006年の年金年額と95年の240万円との間には差がほとんどない。言い換えると、この間、可処分所得ほどには公的年金額は減少していない。

図表 - 14 生年別に見た公的年金の  
支給開始年齢

生年月日	老齢基礎年金		老齢厚生年金(報酬比例部分)	
	男子	女子	男子	女子
～1941.4.1	60歳(2001年まで)			
1941.4.2～1942.4.1	61歳(2002～2004年)	60歳(2001～2006年)		
1942.4.2～1943.4.1				
1943.4.2～1944.4.1	62歳(2005～2007年)			
1944.4.2～1945.4.1			60歳(2013年まで)	
1945.4.2～1946.4.1	63歳(2008～2010年)			
1946.4.2～1947.4.1				60歳(2018年まで)
1947.4.2～1948.4.1	64歳(2011～2013年)			
1948.4.2～1949.4.1				
1949.4.2～1950.4.1	65歳(2014年以降)	63歳(2013～2012年)		
1950.4.2～1951.4.1		64歳(2016～2018年)		
1951.4.2～1952.4.1				
1952.4.2～1953.4.1				
1953.4.2～1954.4.1			61歳(2014～2016年)	
1954.4.2～1955.4.1			62歳(2017～2019年)	
1955.4.2～1956.4.1			63歳(2020～2022年)	
1956.4.2～1957.4.1			64歳(2023～2025年)	
1957.4.2～1958.4.1				61歳(2019～2021年)
1958.4.2～1959.4.1				62歳(2022～2024年)
1959.4.2～1960.4.1			63歳(2025～2027年)	
1960.4.2～1961.4.1			64歳(2028～2030年)	
1961.4.2～1962.4.1			65歳(2031年以降)	
1962.4.2～1963.4.1				
1963.4.2～1964.4.1				
1964.4.2～1965.4.1				
1965.4.2～1966.4.1				
1966.4.2～				

(注) 特別支給の老齢厚生年金のうち定額部分は便宜的に老齢基礎年金欄に掲載

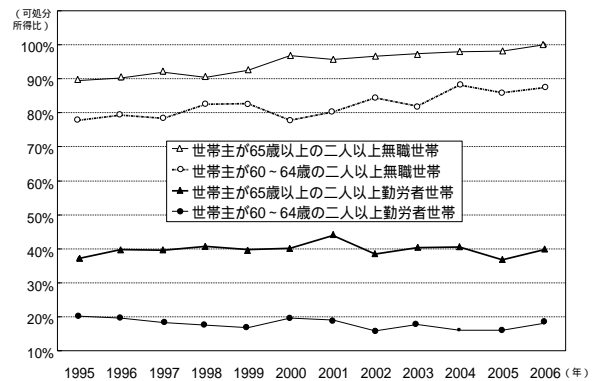
(資料) ニッセイ基礎研究所作成

2000年以降の公的年金受給額の変化幅を世帯主65歳以上の無職世帯と60～64歳の無職世帯の間で比較すれば、減少傾向は60～64歳の世帯の方が大きく、無職世帯と勤労者世帯の間で比べれば、勤労者世帯の方が顕著である。

これらの原因に関して、特に、世帯主が60～64歳の世帯における公的年金額が2000年代に顕著に減少したのは、1994年度の制度改正で決まっていた「特別支給の老齢厚生年金の定額部分」に関する支給開始年齢の段階的繰り延べが2001年から実施されて(図表-14)、老齢厚生年金の報酬比例給付以外には公的年金は受給しない無職世帯の割合が60～64歳の階層で年々高まったからであろう。

65歳以上の無職世帯を含めたすべての60歳以上の世帯の年金額が2000年代に減少する要因として考えられるのは、1999年の公的年金制度改正によって、老齢厚生年金の報酬比例給付が5%減額されたこと、裁定後年金に対するスライド方式が賃金スライドから物価スライドに変更されたことである(注5)。

図表 - 15 世帯主60歳以上の二人以上世帯の  
公的年金受給額の可処分所得に  
対する割合



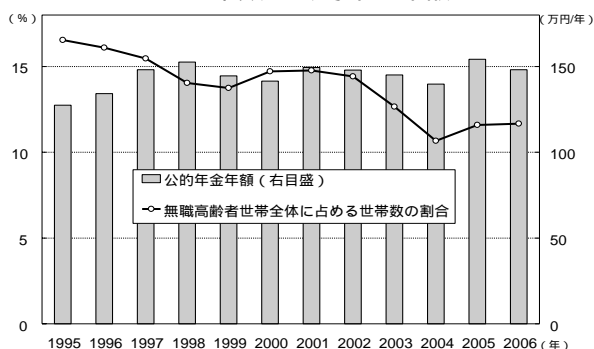
(資料) 総務省「家計調査」に基づいてニッセイ基礎研究所作成(世帯主60～64歳の二人以上無職世帯の数値は当研究所推定)

そして、可処分所得に対する公的年金受給額の割合を見ると、勤労者世帯においてはあまり変化していないが、年金額の減少幅が勤労者世

帯より小さい無職世帯においては緩やかな上昇基調を続けている（図表 - 15）。この上昇基調は、無職世帯における公的年金以外の所得に関して、配偶者など世帯主以外の世帯員の就業に伴う所得が公的年金の減少を上回るペースで減少してきたことを示唆するものである。公的年金受給額の減少とそれを上回るペースでの他の所得の減少が2000年以降の期間において生じたことになり、それでも無職世帯の割合が上昇したことの理由については次のように考えることができる。

高齢者が勤労者となるか（勤労者世帯となるか）どうか、就労するか（世帯主以外の世帯員が就労所得を得るか）どうかの選択は、受給する公的年金額と保有資産の取り崩し可能額の範囲で余暇を楽しむか、余暇を犠牲にしても所得を得るために働いて消費できる額を増やすのか、という選択でもある。したがって、高齢者世帯が受給する公的年金の平均値が低下する状況であっても、年金額が少な過ぎて、生活するためにはどうしても働かなければならないような世帯が減少すれば、無職世帯や配偶者が無業という世帯の割合が高まることはあり得る。

図表 - 16 年収250万円未満の無職高齢者世帯の世帯数と公的年金年額



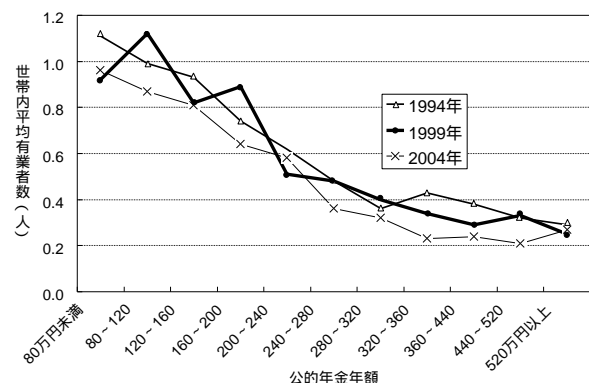
（資料）総務省「家計調査」に基づいてニッセイ基礎研究所作成

実際、「世帯員は男65歳以上、女60歳以上の者のみで、少なくとも一人は65歳以上の無職世帯」を対象に特別集計された「年収250万円未

満」「同250万円以上350万円未満」「同350万円以上」という3区分の世帯に注目すると、「年収250万円未満」の世帯の割合が緩やかに低下している（図表 - 16）。しかも、この階層内での平均年金受給額は2006年の方が1995年や2000年よりも高い。これは、社会全体の平均年金受給額が低下しても、極めて少額の年金しか受給できない世帯が減少すれば、無職世帯の割合は増えるという可能性を支持するものである。

また、「家計調査」を離れて、総務省の「全国消費実態調査」における年金年額階級別の高齢者夫婦世帯について見ると、年金年額が低い階層ほど世帯内の平均有業人員が多くなる傾向、言い換えると就業確率が高くなる傾向がある（図表 - 17）。こちらは、世帯主が60歳以上の勤労者世帯の中には、年金額が十分ではないために、所得を増やすために働いている世帯が少なからず含まれていることを裏付けるものであろう。個人事業や企業の経営者、重役などを除けば、年金受給額が高い世帯は無職世帯になり、低い世帯は勤労者世帯にとどまる可能性が高いことを示していると言えるかもしれない。

図表 - 17 高齢者夫婦世帯における年金年額階級と有業人員の関係



（資料）総務省「全国消費実態調査」に基づいてニッセイ基礎研究所作成

一方、高齢勤労者世帯における公的年金受給額の可処分所得に対する割合が過去と比べてあまり変わっていないことは、賃金など公的年金

以外の所得も公的年金と同じペースで減少していることを意味し、以前と比べて短い労働時間や短期間の雇用契約の下で働く高齢者が増えている可能性を示唆するものである<sup>(注6)</sup>。

高齢者世帯の貯蓄率低下をもたらした可処分所得減少の背後には、このように、平均値は低下しても、制度への加入期間の長期化によって給付の最低水準が上昇した公的年金や、それを前提とした高齢者の柔軟な就労決定、結果的に無職であることを厭わない余暇重視の選択などが関わっている可能性が高い。特に、60歳未満の勤労者世帯とほとんど変わらない貯蓄率を示していた頃の高齢勤労者世帯が、経済的には高齢者の範疇から外すべき存在だったとしても、現在の60～64歳の勤労者世帯については、引退した世帯と現役の世帯の中間に位置するような世帯の方がむしろ多いと言えるであろう。

### 3. 負の貯蓄に対するファイナンスの実態

#### (1) 預貯金中心に資産を取り崩す日本の高齢者

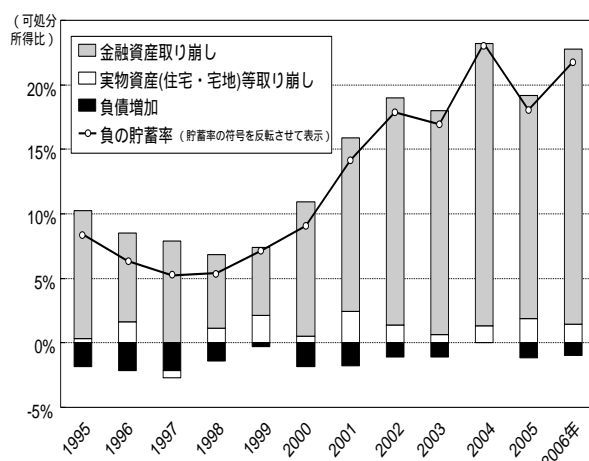
高齢者の就労、所得、消費・貯蓄の構造に変化が起きている一方、従来からほとんど変わらない構造もある。その最たるものが、無職の高齢者世帯が可処分所得を上回る消費を行う際の、不足額に関わる資産取り崩しの対象である。

既に述べたとおり、引退した家計の貯蓄率が負であること、すなわち、資産を取り崩すことによって所得を上回る消費を実現していることは、日米に共通している。両者が著しく異なるのは、そのファイナンスの中身である。フローの貯蓄は、正負にかかわらず、金融資産、実物資産(住宅・宅地等)というストックの貯蓄と負債の増減に対応していることは同じである。したがって、ファイナンスの方法自体は、負の

貯蓄額に相当する金融資産の取り崩し、実物資産の取り崩し、負債の積み増しの3つに大別できるが、負債を減らしながら資産の取り崩しを行う場合や、金融資産と実物資産の片方を増やしつつ、もう一方の取り崩しを行う場合には負の貯蓄額よりも大きな資産取り崩しが必要となるというように、ファイナンスの拡張のさせ方次第では資産・負債の総合管理という性格が色濃くなる。

日本では中古住宅売買が活発ではないこともあって、無職高齢者世帯が取り崩すのはほとんどが金融資産であり、持家などの実物資産を取り崩すことは稀にしか行わない。多くの家計では退職時まで住宅ローンの返済を終えるが、一部の家計は退職後もローンの返済を行うため、その分だけ資産取り崩し額が多くなることはある。逆に、負債を増やすということは基本的には行われぬ。負の貯蓄額のファイナンスに関するこのような構造は、図表-18、19、20が示す通り、1995年以降基本的には変わっていない。

図表-18 65歳以上の二人以上無職世帯における負の貯蓄額のファイナンスの内訳

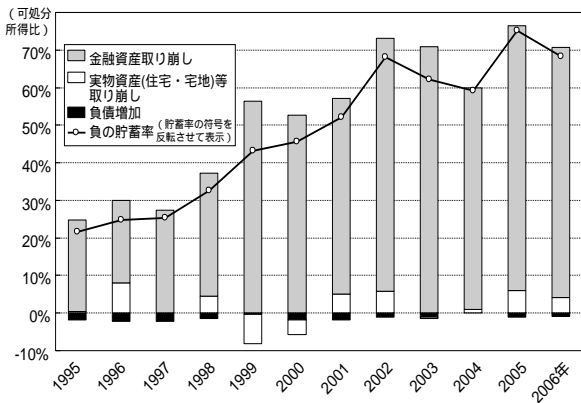


(注)資産取り崩しのマイナス表示は資産増加を、負債増加のマイナス表示は負債減少を示す

(資料)総務省「家計調査」に基づいてニッセイ基礎研究所作成

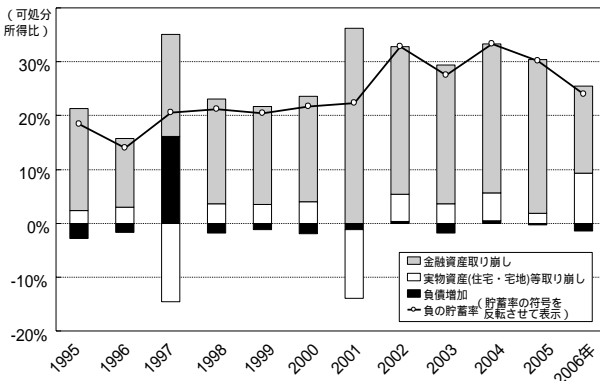


図表 - 19 60～64歳の二人以上無職世帯における負の貯蓄額のファイナンスの内訳



(注) 図表 - 18と同じ  
 (資料) 総務省「家計調査」に基づいてニッセイ基礎研究所作成

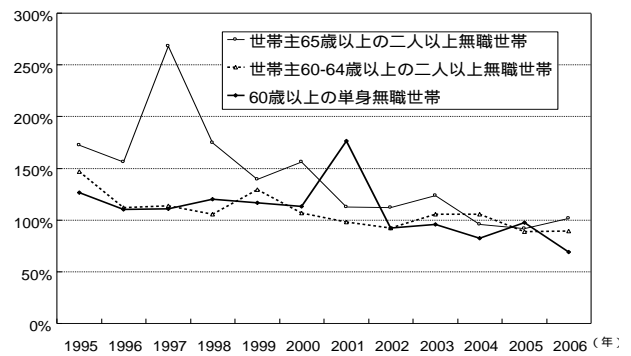
図表 - 20 60歳以上の単身無職世帯における負の貯蓄額のファイナンスの内訳



(注) 図表 - 18と同じ  
 (資料) 総務省「家計調査」「単身世帯収支調査」に基づいてニッセイ基礎研究所作成

そして、取り崩す金融資産の大部分は預貯金であり、他の金融資産の増減は預貯金の増減と比べると非常に小さなものである。変化を挙げるとすれば、2000年以前の65歳以上無職の二人以上世帯では、可処分所得が消費資金として不足する分（負の貯蓄額）だけでなく、ローン返済にも充てられたため、預貯金の取り崩し額が負の貯蓄額を上回っていたが、その後はほぼ同水準になったことくらいである（図表 - 21）。

図表 - 21 負の貯蓄額に対する預貯金取り崩し額の割合



(資料) 総務省「家計調査」「単身世帯収支調査」に基づいてニッセイ基礎研究所作成

これらの事実からは、日本の高齢者世帯が資産と負債の総合管理に積極的に取り組んでいる姿を想像することはできない。公的年金の給付水準に応じて、どれだけの時間、どのような形態で働くかの決定を行い、追加的な収入を得るために時間を犠牲にすることと余暇を楽しむこととの間で、自らの経済状況に応じた適切な選択を行っている近年の高齢者世帯も、ストックの内訳を能動的にコントロールすることに対しては、慎重なのかもしれない。

逆に言えば、負の貯蓄額のファイナンスという面でも日本の高齢者世帯の選択が変貌する可能性は十分に残っている。その示唆を与えてくれるのが、米国の高齢者世帯の行動である。

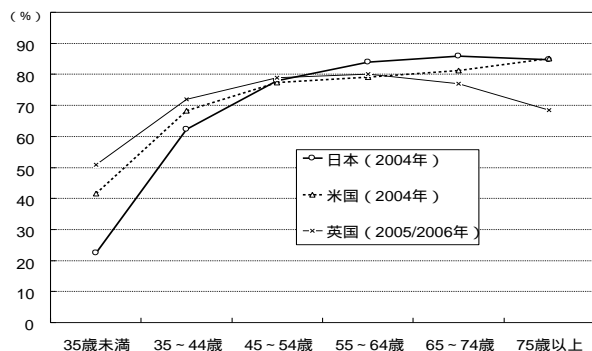
(2) 実物資産の取り崩しから負債の積み増しへと転ずる米国の高齢者

意外なことに、米国の家計と日本の家計の行動には、相違点以上に共通点も多く見られる。

まず、引退後の貯蓄率が負となることから明らかのように、生涯における正味資産（金融資産 + 実物資産 - 負債）がピークに達するのは退職直後である。そして、標準的な世帯にとって、単一の資産種類のうちで最も高額な資産は持家である。住宅ローンの利用による持家の取得は30歳代から40歳代前半までの時期に集中するも

の、その後も年齢が高まるにつれて持家率は上昇し、60歳前に約8割が持家世帯となる。住宅ローンの返済は現役期を通じて行われ、退職時には住宅ローンの返済を終えている世帯が多数派となる。一方、引退後に持家を売り切ることほとんど行われず、持家率は高齢期も高水準を維持する（図表 - 22）。これらのすべてが日米の家計に共通している。

図表 - 22 年齢階層別の持家率

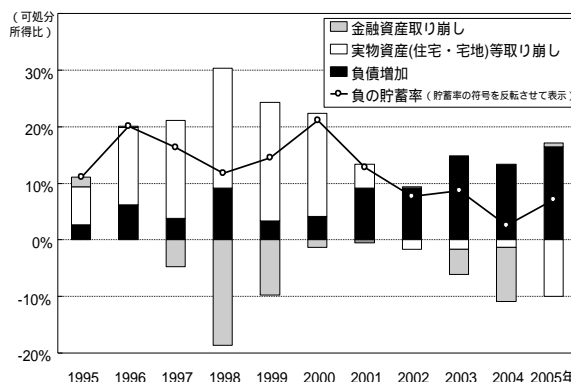


(注) 3カ国とも単身世帯を含む総世帯ベース  
 (資料) 総務省「全国消費実態調査」、FRB「Survey of Consumer Finances」等に基づいてニッセイ基礎研究所作成

ところが、退職後に負の貯蓄額をファイナンスする際には著しい違いが見られる。米国の高齢者世帯は、資産としての持家を積極的に活用するのである。売り切ることにはしないが、小規模な住宅への住み替えを通じて、持家の一部を金融資産化するという選択は、決して珍しくはない。集計された平均データに基づく限り、2000年頃まで、取り崩し資産の大半は持家を中心とする実物資産であり、その一部は金融資産の積み増しにも使われてきたと言える。

しかし、近年は、資産としての持家を積極活用するという理念はそのままに、発想と形態を変えた資金調達が行われている。すなわち、負の貯蓄額をファイナンスする際の中心は、2001年以降、持家資産の直接的な取り崩しから借入金の増額へと移っている（図表 - 23）。

図表 - 23 米国の引退した世帯における負の貯蓄額のファイナンスの内訳



(注) 図表 - 18と同じ  
 (資料) 米国労働省「Consumer Expenditure Survey」に基づいてニッセイ基礎研究所作成

この背景には、住宅価格上昇に伴う持家の担保価値の高まりがあり、資金使途が住宅関連に制限されない住宅担保ローン（ホーム・エクイティ・ローン）の増額利用がこの変化の実体である。住宅担保ローンを現役世代が利用することは、もはや普通のことかもしれないが、引退した高齢者世帯の間で不足資金を埋めるための中心的な存在になっているとすれば、驚くべきことである。

もちろん、すべての高齢者世帯が持家を担保にした借入の増額を行っているわけではない。そのような選択をした世帯の負債増加額が大きいために、平均値として集計された数字の上で負債増加が実勢以上に目立っている可能性も否定できない。

それでも、65歳以上の持家世帯のうち、2005年時点で住宅担保ローンを利用している世帯は10.4%と1997年の倍以上に増え、逆に、住宅に關係するローンを全く持たない世帯の割合は76.7%から68.1%へと低下している（図表 - 24）。この間、リバース・モーゲージの利用世帯は0.2%から0.4%に増えたに過ぎない。資産としての持家を有効利用するという意味では、制限の多いリバース・モーゲージや居住地の移動を伴う持家の買い替え（住み替え）よりも、柔軟

に設定できる住宅担保ローンの方が利用可能性の高い選択肢だからであろう。

図表 - 24 米国の65歳以上世帯主の持家に関する各種住宅ローンの保有状況

	95年	97年	2001年	2003年	2005年
住宅ローンなし/返済完了	80.1	76.7	73.0	71.9	68.1
通常の住宅ローン	-	17.6	19.9	20.7	23.1
住宅担保ローン	5.6	5.0	7.7	8.3	10.4
リバース・モーゲージ	-	0.2	0.2	0.2	0.4

(注)65歳以上世帯主の持家数に対する割合(%)。複数のローン利用や無回答があるため、合計は100%に一致しない

(資料)米国センサス局「American Housing Survey」に基づいてニッセイ基礎研究所作成

もっとも、住宅担保ローンを利用すれば、住宅価格が下落した際のリスクも引き受けることになる。リスクがあっても得られる便益が大きいと判断されたからこそ利用が拡大したのであろうが、引退後の選択としてはかなり大胆である。住宅価格下落期も乗り越えて住宅担保ローン利用が続くかどうかは、まだ判らない。

しかし、資産としての持家の活用という点、リバース・モーゲージだけが強調される傾向が強い日本においては、選択肢を多様にするという意味で学ぶべきことは少なくないであろう。資産・負債の総合的管理に積極的に取り組む機運が高まれば、住み替えを通じて、持家の一部を実質的に取り崩すことも、住み替えさえもしないで持家の担保価値を利用した借入れを行うことも、自然な選択肢として考えられるようになるかもしれない。

高齢者世帯が主役となって、フローの貯蓄を巡る構造の変化はすでに進行しており、今後はストック面での変化も併せて注目したい。

(注1)2005年の国勢調査においては、60歳以上人口の割合26.8%、65歳以上人口の割合20.1%、中位年齢43.3歳という結果となっている。

(注2)前回公表の「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」の中位推計においては、65歳以上人口の割合は2055年にピークアウトすると予測されていた。

(注3)単身勤労者世帯全体、同35歳未満、同35歳以上59歳未満の世帯数、可処分所得、消費から60歳以上の貯蓄率が推定できる。ただし、60歳以上の標本世帯数が二人以上世帯の場合と比べて少ないため、可処分所得、消費、貯蓄率の推定値はいずれも年による変動が大きく出やすい。2005年の貯蓄率推定値が負となっているのもその影響を受けている可能性がある。

(注4)勤労者世帯も含めて課税前所得の上昇がFRBの「Survey of Consumer Finances」と比べて全般的に大きめであり、国民所得統計ベースの家計貯蓄率はむしろ低下傾向にあることから、「Consumer Expenditure Survey」における所得が何らかの理由で過大に計上され、近年の貯蓄率が高めに計測されている可能性もある。

(注5)給付の5%減額に関しては、従前額を保障する緩和措置がある。また、消費者物価が下落する中で物価スライドは2002年度まで特例的に凍結された。なお、2004年度改正では、労働力人口の減少と寿命の伸びに合わせて、賃金・物価に対するスライド率から控除するマクロ経済スライドが導入された。これについても、物価上昇によって当初の物価下落率が解消されるという条件が満たされていないため、実際には適用されていない。

(注6)1994年度改正(翌年度実施)によって在職老齢年金の仕組みが改められるまでは、元来の年金額が高いと、就労に伴う賃金増よりも支給停止措置による年金減の方が大きくなって、極めて高額な賃金を得ない限りは賃金と年金の手取り合計額が減るケースがあった。改正後は、全額が支給停止されるまでは賃金の増加に伴って手取り合計額はその1/2増加する仕組みとなり、手取り総額が減る事態も解消されて、短期間・低賃金でも働きやすくなった。なお、2000年改正で60歳台後半にも在職老齢年金が導入されたことに関しては、就業抑制効果を持つと考えられる。